○地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件

（昭和四十四年五月一日）

（建設省告示第千七百三十号）

改正　昭和四五年一二月二八日建設省告示第一八三五号

平成一二年　五月二六日同　　第一三八三号

同　一二年一二月二六日同　　第二四六五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十八条の三第一項第六号の規定に基づき、地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を次のように定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めるものについては、当該部分の規定によらないことができる。

地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件

第一　非常用の照明設備の構造方法

一　地下道の床面において十ルツクス以上の照度を確保しうるものとすること。

二　照明設備には、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続される予備電源（自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して照明設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。）、自家用発電装置その他これらに類するもの）を設けること。

三　照明器具（照明カバーその他照明器具に附属するものを含む。）は、絶縁材料で軽微なものを除き、不燃材料で造り、又はおおい、かつ、その光源（光の拡散のためのカバーその他これに類するものがある場合には、当該部分）の最下部は、天井（天井のない場合においては、床版。以下同じ。）面から五十センチメートル以上下方の位置に設けること。

四　照明設備の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に地下道の一般歩行者が、容易に電線を遮断することのできる開閉器を設けないこと。

五　照明設備に用いる電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用い、かつ、地下道の耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとすること。

イ　下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管

を用いて行なう配線

ロ　耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なう配線

ハ　裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行なう配線

ニ　MIケーブルを用いて行なう配線

六　前各号に定めるほか、非常用の照明設備として有効な構造のものとすること。

第二　非常用の排煙設備の構造方法

一　地下道は、その床面積三百平方メートル以内ごとに、天井面から八十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上の煙の流動を防げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又はおおわれたもので区画すること。

二　排煙設備の排煙口、排煙風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

三　排煙口は、第一号により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれに一以上を、天井又は「壁の上部」（天井から八十センチメートル以内の距離にある部分をいう。）に設け、かつ、排煙風道に直結すること。

四　排煙口には、手動開放装置を設けること。

五　前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁面に設ける場合においては、床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に、それぞれ設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

六　排煙口は、第四号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方法による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

七　排煙風道が防煙区画部分を区画する壁等を貫通する場合においては、当該風道と防煙区画部分を区画する壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八　排煙は、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造を有し、かつ、一秒間に五立方メートル（一の排煙機が二以上の防煙区画部分に係る場合にあつては十立方メートル）以上の室内空気を排出する能力を有する排煙機により行なうこと。ただし、排煙口が当該排煙口の設けられた防煙区画部分の床面積の五十分の一以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場合においては、この限りでない。

九　電源を必要とする排煙設備には、第一第二号の例により予備電源を設けること。

十　排煙設備の電気配線は、第一第四号の例によること。

十一　排煙設備に用いる電線には、第一第五号の例により防火措置を講ずること。

十二　排煙設備は、前各号に定めるほか、火災時に生ずる煙を地下道内から地上に有効に排出することができるものとすること。

第三　非常用の排水設備の構造方法

一　排水設備の下水管、下水溝、ためますその他汚水に接する部分は、耐水材料でかつ、不燃材料であるもので造ること。

二　排水設備の下水管、下水溝等の末端は、公共下水道、都市下水路その他これらに類する施設に、排水上有効に連結すること。

三　排水設備（排水ポンプを含む。以下同じ。）の処理能力は、当該排水設備に係る地下道及びこれに接する地下街の各構えの汚水排出量の合計（地下水の湧出又は地表水の浸出がある場合においては、これを含む。）の二倍の水量を排出し得るものとすること。

四　電源を必要とする排水設備には、第一第二号の例により予備電源を設けること。

五　排水設備の電気配線は、第一第四号の例によること。

六　排水設備に用いる電線には、第一第五号の例により防火措置を講ずること。

七　排水設備は、前各号に定めるほか、非常用の排水設備として有効な構造とすること。

附　則　（昭和四五年一二月二八日建設省告示第一八三五号）

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附　則　（平一二年五月二六日建設省告示第一三八三号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附　則　（平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。